

盛岡広域振興局長告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年10月15日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 282号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡滝沢村滝沢字巣子1561番地先から字留が森347番117地先まで	新	A m 55.0～6.4	m 4,132.2
		B 70.5～12.0	3,941.4
		C 30.4～14.6	366.8
岩手郡滝沢村滝沢字砂込886番4地先から886番6地先まで			
岩手郡滝沢村滝沢字巣子1561番地先から字留が森347番117地先まで	旧	A 32.8～6.4	4,132.2
		B 70.5～12.0	3,941.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成22年10月15日から同年11月15日まで